

日立市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日立市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日 提出

日立市議会議会運営委員会

委員長 飛 田 謙 一

(提案説明)

オンラインによる方法で出席した委員を委員会の出席委員に含めることを定める等のため、本規則を制定するものであります。

日立市議会会議規則の一部を改正する規則

日立市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第86条（定足数に関する措置）」を

「第86条（定足数に関する措置）」

に、

第86条の2（出席委員に関する措置）」

「第7章 協議又は調整を行うための場

を

第157条（協議又は調整を行うための場）」

「第7章 協議又は調整を行うための場

第157条（協議又は調整を行うための場）」

に、

第157条の2（協議等の場の開催方法の特例）」

「第9章 補則

を

第159条（会議規則の疑義に対する措置）」

「第9章 補則

第159条（電子情報処理組織による通知等）

に改める。

第160条（電磁的記録による作成等）

第161条（会議規則の疑義に対する措置）」

第2章第1節中第86条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第86条の2 この章における出席委員には、日立市議会委員会条例

（昭和31年条例第17号。以下「委員会条例」という。）の規定に

より、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通

話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）
で委員会に出席している委員を含む。

第109条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第110条に次の1項を加える。

2 委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときはその発言を終るまで、委員長が委員として討論するときは議題の表決が終るまで、委員長の職務を行うことができない。

第120条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第133条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望す

るときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第7章中第157条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第157条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第159条を第161条とし、同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第159条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行う

ことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第78条、第131条第1項及び第132条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関

するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第160条 この規則の規定（第27条第1項（第73条）において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなす。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。